

高崎学検定アラカルト「まぼろしの高崎県」 石原 征明

1 明治維新の変革と高崎地域

藩から県へ 廃藩置県までの上野国こうづのくにの支配地図は複雑
大政奉還・王政復古後の慶応4(1868 明治元)年6月17日 岩鼻県成立
上野国と武蔵国北部の旧幕府領 36万石余り 県庁 岩鼻の代官所跡に

初代の知県事ちけんじに近江国出身の大音龍太郎おおとりゅうたろう

上野国内の諸藩はそのまま 藩と県という2つの政治組織が存在
版籍奉還 明治2(1869)年6月17日 藩主 土地と人民を天皇に返す
大河内輝照(後に輝聲きりかみ)は高崎藩知事 政府の委任を受け高崎藩領を統治
廃藩置県 明4・7・14 高崎藩は高崎県となる 県庁 城内二の丸
この時 高崎県・前橋県・沼田県・安中県・小幡県・伊勢崎県・
七日市県・館林県ができる

謎1 吉井藩があったのに、吉井県はなぜできなかったのでしょうか。

上野国に岩鼻県と藩が県になった8県 合わせて9県が存在
高崎県知事に大河内輝聲(声) 同4年8月罷免 華族として東京へ
明4・8・2 高知県士族安岡亮介やすおかりょうけい 高崎県大参事に 高崎県政を担う

2 まぼろしの「高崎県」

上野県設置の建白こうづけん 明治4年7月 廃藩置県の詔勅が出される直前

岩鼻県知事 青山貞ら 上野国一國を管轄する「上野県」 県庁は高崎
政府から 返答はなかった

明4・10・24 上野国にある諸県を廃し「高崎県」を設置する布告案

廃藩置県によってできた高崎県・前橋県など7県と岩鼻県を合わせて
高崎県とする。館林県は含まれない

大蔵卿大久保利通 大蔵大輔井上馨 大蔵少輔吉田清成の3人が提出
同年10・27 大蔵卿大久保利通ら3人

「高崎県ヲ群馬県へ御引直ノ儀ニ付伺」提出

「高崎県」は「云々ノ情実しかじか」もあることから 高崎県をやめて群馬県に

謎2 「云々ノ情実」とは、どのようなことだったのでしょうか。

謎3 どうして「群馬県」という県名になったのでしょうか。

史料1 高崎県設置の布告案

別紙ノ通り、上野国ノ内従前ノ諸県ヲ被廢、更ニ高崎県被置候様仕度、依之御布告案並置県ノ別冊相添此段奉伺候也

(明治四年)

辛未十月二十四日

大藏少輔 吉田 清成
 大藏大輔 井上 馨
 大藏卿 大久保利通
 正院御中

御布告案

今般上野国ノ内左ノ県々被廢、更ニ高崎県被置候事
 従前管轄ノ地所、当未年ヨリ物成郷村等高崎県工引渡可申事

上野国

高崎県 沼田県 安中県 伊勢崎県
 小幡県 前橋県 七日市県 岩鼻県
 又今般廢県ノ官員、当分従前ノ県庁ニ於テ事務可取扱事

(朱書)

(群馬)

高崎県

上野国
 利根郡 吾妻郡 勢多郡 群馬郡 碓氷郡 那波郡
 甘楽郡 佐位郡 片岡郡 多胡郡 緑野郡
 (以下略) (国立公文書館所蔵 公文録)

史料2

高崎県を群馬県と改称する伺い

高崎県ヲ群馬県へ御引直ノ儀ニ付伺立県ノ儀ニ付過日伺置候内、高崎県ノ儀云々ノ情実モ有之候間、群馬県卜御引直シ相成候様致シ度此段猶相伺候也

(明治四年)

辛未十月二十七日

大藏少輔 吉田 清成
 大藏大輔 井上 馨
 大藏卿 大久保利通
 正院御中

別紙ノ通相達候間此旨御達申候也

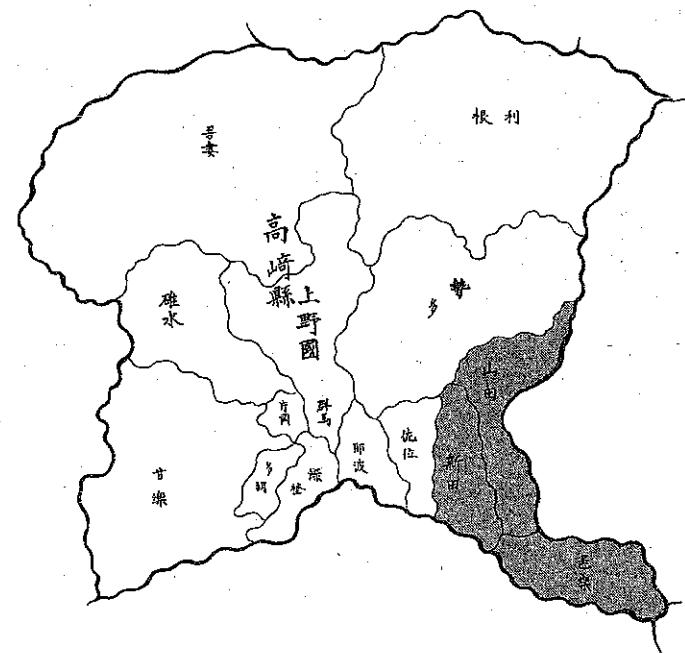
(明治四年)

辛未十月二十九日

大藏省御中

史官

(国立公文書館所蔵 公文録)



(国立公文書館所蔵 公文録 辛未 大藏省之部 府県配置全)

3 群馬県の成立

明4(1871)・10・28 群馬県設置の太政官布告だされる

上野国にある小幡・伊勢崎・前橋・高崎・沼田・七日市・安中・岩鼻の8県を廃して、群馬県を設置する。

山田・新田・邑楽の3郡は群馬県にはいらなかった。

群馬県の県庁は高崎旧城内二の丸に置かれ、11月19日開庁。

岩鼻県知事であった^{あおやまだし}青山貞が群馬県^{ごんちじ}権知事に任命され県政を担う。

その後すぐ知事に

高崎は、上野県設置建白、高崎県設置布告案、群馬県設置太政官布告すべてに県庁所在地に

謎4 高崎は、いつも始めは県庁所在地になったのはなぜでしょうか。

謎5 群馬県民の日は、なぜ10月28日になったのでしょうか。

明5・6・15 群馬県庁が前橋に移り開庁する。

4 熊谷県の成立と高崎

明6(1873)・2 ^{かわせひではる}河瀬秀治が群馬県令に、同時に^{けんれい}入間県令に任命される。

県行政が不便

このとき政府の方針 しばらくは合併・分割を見合わせる 実情を考慮

明6・6・15 群馬・入間の両県を合併し熊谷県を設置 県庁は熊谷

県令河瀬秀治 高崎に支庁 宮元町の旧高崎藩の撃剣所

熊谷県時代 政府の重要な政策を施行 産業振興・徴兵令・地租改正・
教育制度(学制)の確立など

熊谷県の政治 ほぼ 熊谷の本庁 旧入間県管轄分を担当

高崎の支庁 旧群馬県管轄分を担当

5 つる舞う形の群馬県(第二次群馬県)の成立と高崎

明治9(1876)・8・21 山田・新田・邑楽の3群を熊谷県に合併し
県名を群馬県とする

武蔵国分の熊谷県は埼玉県に合併

県庁は高崎 安国寺を仮庁 ほか各所に分散

県令は^{かとりもとひこ}楢取素彦 第二次群馬県の最初の県令 吉田松陰の義弟

史料3 群馬県設置の布告

今般上野国小幡・伊勢崎・前橋・高崎・岩鼻・沼田・七日市・安中八県被廢更ニ群馬県ヲ被置候事
但高崎ニ県庁ヲ被置候事

群馬県

今般上野国小幡・伊勢崎・前橋・岩鼻・高崎・沼田・安中・七日市ノ八県ヲ廢シ、更ニ其県ヲ被置同国利根・吾妻・勢多・群馬・碓氷・那波・甘楽・佐位・片岡・多胡・緑野十一郡管轄被 仰付候事

但当分同国邑楽・山田・新田三郡並ニ、元県ニ管地他
国ニ有之候分モ管轄可致事

小幡	沼田
伊勢崎	安中
前橋	高崎
岩鼻	七日市

今般其県被廢候ニ付テハ、管地並当未歳物成等群馬県工可引渡事

但元県ノ官員追テ 御沙汰候迄、従前ノ県庁ニ於テ事務可取扱事

(朱書)

但高崎県工八元県ノ官員追テ 御沙汰候迄、従前ノ通可相心得事ニ作ル

(中略)

(明治四年)

辛未十月二十八日

太政官

(国立公文書館所蔵 公文録)

史料4 入間・群馬の両県を廃し熊谷県を設置する達

(明治六年) (印文六年)
六月十五日 印

(中略)

入間・群馬両県へ達
其県被廢熊谷県被置候条、地所物成等同県へ引渡ベキ事
熊谷県へ達

今般其県被置候条、武蔵国大里郡熊谷駅へ庁ヲ設、旧入間・群馬両県地所物成等受取可申事 大蔵
但受取済ノ上大蔵省へ可届出事

(中略)

入間・群馬ノ両県ヲ廢シ熊谷県ヲ被置候条、此旨相達候事 大蔵

但県庁ハ武蔵国大里郡熊谷駅ニ被置候事

(国立公文書館所蔵 太政類典第二篇)

史料5

群馬県庁設置の達

其県管轄武蔵国ノ分埼玉県へ被併、栃木県管轄上野国山田・新田・邑楽三郡其県へ被併候条、土地人民夫々受取渡可致、此旨相達候事

明治九年八月二十一日 右大臣 岩倉 具視

其県庁上野国高崎へ移シ、群馬県ト改称被仰出候条、此旨相達候事

明治九年八月二十一日 右大臣 岩倉 具視
(国文学研究資料館史料館所蔵 群馬県庁文書)

熊谷 県

熊谷 県

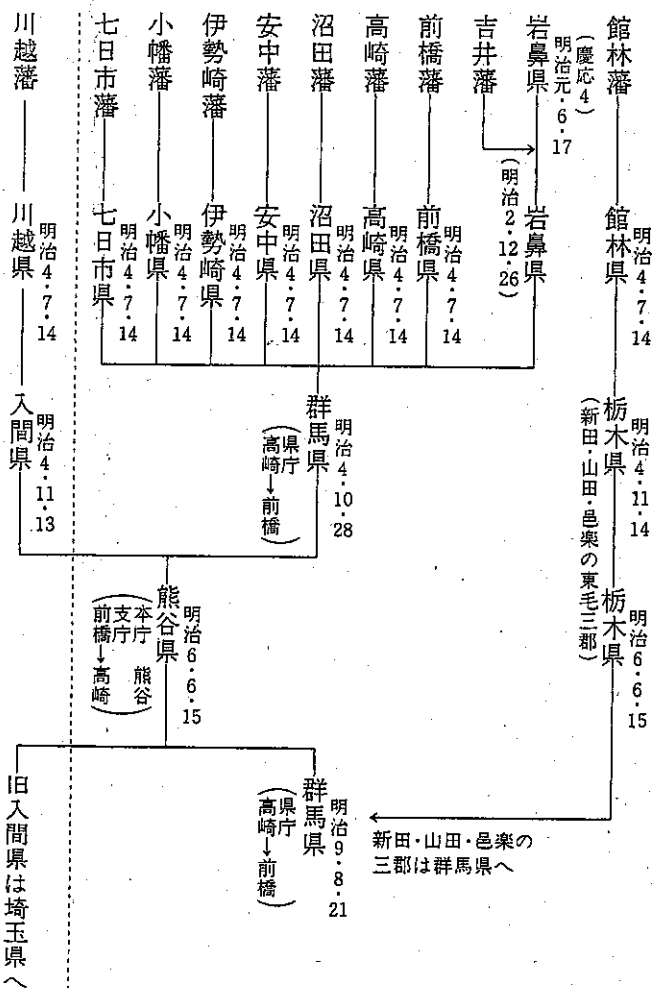
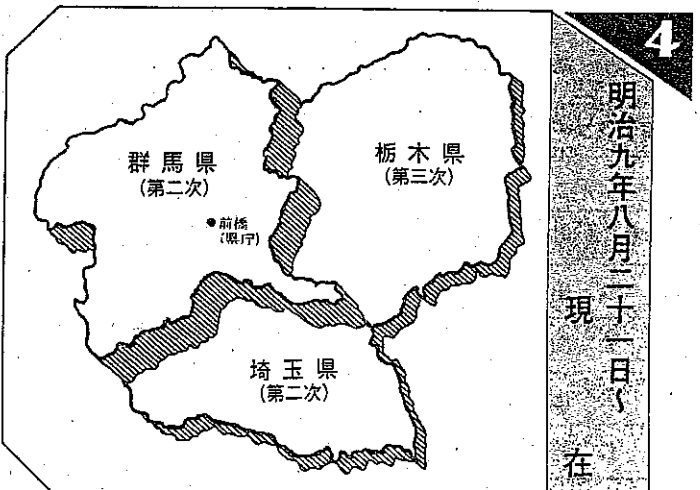
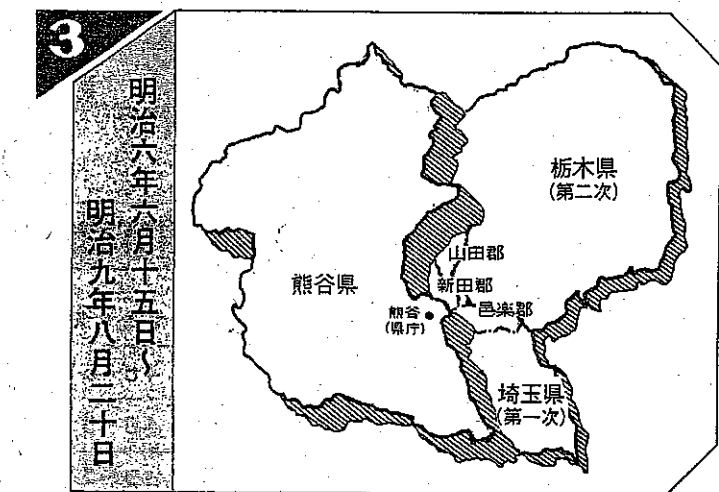
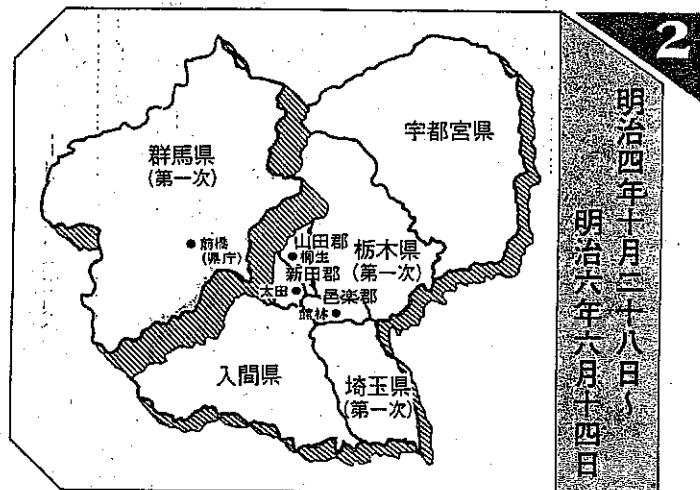
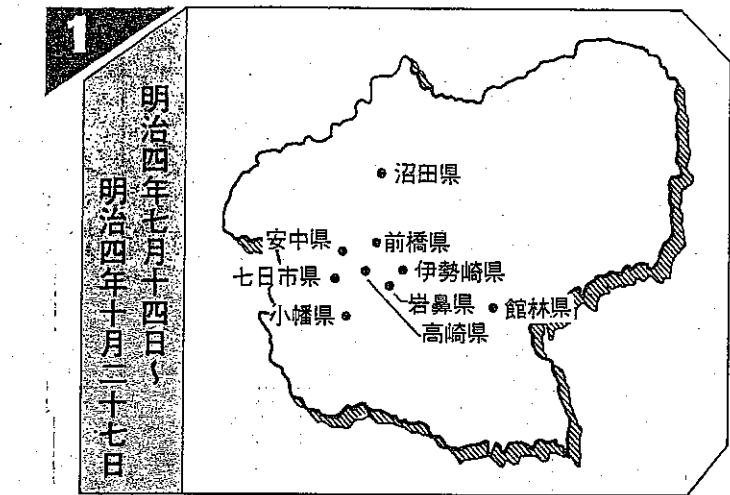


図1 群馬県の変遷